

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年6月30日(月) 午後4時00分から午後5時03分
会議場所	糸魚川市民会館3階 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席19名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p>
	<p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席14名、欠席3名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、18番白澤実委員 欠席：4番木嶋昇委員、11番加藤政人委員、17番草間芳隆委員 (以上、出席33名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局長、井上同次長、中村同係長、伊藤同主査、林同主査、木嶋主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	3番 委員
	5番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届について
No.3 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.6～No.11 6件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3007～No.3008 2件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5009～No.5014 6件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.75～No.82 8件

議 第4号 糸魚川市農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想の見直しにかかる意見について

日程第4 その他

・糸魚川市農業委員・推進委員親睦会の決算について

・次回以降の農業委員会の日程について

7月20日(木) 13:30～ 臨時会

7月31日(月) 9:30～ 定例会

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、農地利用最適化推進委員 4 番木嶋昇委員、11 番加藤政人委員、17 番草間芳隆委員の 3 名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第 1＝議事録署名委員の指名について 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、3 番大島博委員、5 番園田岳彦委員を指名いたします。</p>
議長 林主査	<p>日程第 2＝報告事項 <報告第 1 号 農地の休耕及び増反届について> 報告第 1 号 農地の休耕及び増反届について報告を求めます。 報告いたします。 3 番大野地区、大野地内の 1 筆 469 m²について耕作に不便なため休耕するものです。 以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について> 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告を求めます。</p>

林主査	<p>報告します。</p> <p>6番下早川地区、谷根地内の6筆6,285㎡について圃場整備のため解約するものです。</p> <p>7番下早川地区、谷根地内の1筆1,213㎡について圃場整備のため解約するものです。</p> <p>8番下早川地区、谷根地内の3筆1,189㎡について圃場整備のため解約するものです。</p> <p>9番下早川地区、谷根地内の7筆1,958㎡について圃場整備のため解約するものです。</p> <p>10番、11番は農地中間管理機構を通じての解約となります。</p> <p>大野地区大野地内の1筆469㎡について耕作に不便なため、解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
議長	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。</p> <p>3007番能生谷地区、溝尾地内の2筆316㎡について所有権移転による売買です。地図No.1をご覧ください。申請地は、市道溝尾線沿いの場所です。譲渡人は、今後耕作をする予定がないため申請地を耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p>

木嶋主任主事	<p>3008 番能生谷地区、大王地内の2筆 1,270 m²について、所有権移転による贈与です。地図No.2をご覧ください。申請地は、農道北部支線第18号線沿いの場所です。譲渡人は高齢で、今後耕作をする予定がないため譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事者の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。 5009 番西海地区、平牛地内の1筆 243 m²について住宅敷地の転用です。地図No.3をご覧ください。申請地は、農道平牛1号線沿いの場所です。譲受人は今後の生活の利便性を考え、住宅を新築したいもので所有権移転売買です。農地の区分は、エ-(ア)-c（土地区画整理事業の施行区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
	<p>5010 番糸魚川地区、南寺町3丁目地内の2筆 219 m²について宅地造成の転用です。地図No.4をご覧ください。 申請地は、市道東伸領2号線沿いの場所です。譲受人は、宅地1区画を造成したいもので所有権移転による売買です。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種中高層住宅専用地域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当</p>

伊藤主査	<p>性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5011 番糸魚川地区、横町4丁目地内の1筆764㎡について、宅地造成の転用です。地図No.5をご覧ください。申請地は、市道中ノ切2号線沿いの場所です。譲受人は宅地3区画を造成したいものです。賃借権設定です。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5012 番糸魚川地区、寺島1丁目地内の1筆38㎡について、駐車場敷地の拡張です。地図No.6をご覧ください。</p> <p>申請地は、市道開地線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受け、駐車場敷地を拡張したいもので所有権移転売買です。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、準工業地域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5013 番磯部地区、藤崎地内の1筆124㎡について、庭園敷地の転用です。地図No.7をご覧ください。申請地は、市道大洞線沿いの場所です。譲受人は、隣接する所有地と併せて、庭園敷地としたいもので所有権移転の売買です。農地の区分は、カ(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5014 番青海地区、市振地内の1筆42㎡について、車庫敷地の転用です。地図No.8をご覧ください。</p> <p>申請地は、市道青森10号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受け、帰省時の駐車スペースとして利用したいもので所有権移転売買です。全体敷地が105.17㎡うち、今回敷地の一部が農地ということでうち転用面積が42㎡となっております。農地の区分は、カ(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
------	---

議長 福田委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 会社の保養所として土地を購入したわけですが、譲渡人の氏名を藤崎では聞いたことがないのですが。</p>
伊藤主査	<p>平成8年頃、当時経営者だった譲渡人が取得し、他にも庭園敷地として転用し、取得しております。今回、知り合いである譲受人に浄雅荘を売り、その農地も転用し庭園としたいということです。譲渡人は地元の方ではありません。</p>
福田委員 伊藤主査	<p>浄雅荘自体は、譲渡人の物なのでしょうか。 以前購入し、そうなっております。ただ、大元の人が誰かは不明です。国勢調査時に山林だったものを畑に登記し直し、売る際に農地になっているのだが、どうしたらよいかと事前の相談があり、実際、現地も庭園となっているため、一緒に庭園にすればよいのではということでした。</p>
福田委員 議長	<p>わかりました。 その他ございますか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、このうち会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが3件ございます。まず、園田委員の案件を先に審議しますので、園田委員の退室を求めます。</p>
議長 林主査	<p>〔園田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 77番大和川地区、厚田地内の4筆1,136㎡について規模拡大となります。 78番大和川地区、厚田地内の2筆865㎡について規模拡大となります。 79番大和川地区、厚田地内の1筆910㎡について規模拡大となります。</p>

林主査	す。
議長	以上で、説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔園田委員の入室〕
議長	次に、残りの案件を審議します。
林主査	事務局の説明を求めます。
	説明いたします。
	75 番下早川地区、谷根地内の 2 筆 1,780 m ² について更新となります。
	76 番下早川地区、東塚地内の 2 筆 1,095 m ² について規模拡大となります。
	80 番西海地区、栗倉地内の 1 筆 1,026 m ² について規模拡大となります。
	81 番、82 番は、農地中間管理機構を通じての一括契約となります。
	今井地区、西中地内の 1 筆 1,602 m ² となります。
議長	以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第 4 号 糸魚川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見について>
伊藤主査	議第 4 号 糸魚川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見について事務局の説明を求めます。
	説明いたします。
	農業経営基盤強化促進法により、県で基本方針（法第 5 条）や市で基本構想（法第 6 条）を定めるものと規定されております。

伊藤主査	<p>令和5年4月に県が基本方針を変更したことから、当市の基本構想を県にそって変更したいものです。</p> <p>別紙、糸魚川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表により説明。令和4年5月の法改正により人・農地プランが法定化され、地域計画に変わったことに伴う字句の修正等が主なもので、数値目標等の変更はありません。</p> <p>新旧対照表の4ページ、第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項では、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向けた記述を新たに追加しました。担い手を中心とした地域の農地を守る幅広い農業者を「農業を担う者」としています。</p> <p>7ページ、地域計画に関する記述を新たに追加しました。</p> <p>12ページ、現行の5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項は第3 農業を担う者の記述に含まれるため削除したものです。</p> <p>今後については、農業委員会等の意見をいただいた後、県へ協議し、県の公告を経て市が公告する流れとなります。県に協議をする中で文言の修正が入るかもしれませんが方向性としては変わりませんので、修正後、構想の改訂をしたいと考えております。</p>
議長 片山委員	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>地域計画を作るとその時点で利用権設定をしなければならないようですが、地域計画を作ること自体が地元では悩んでいる状況です。計画を作ったからやらなければならないなど、後から縛りがかかる心配があり、地域計画を真面目に作れない。毎年見直す、その時点で状況が変わればまた変更できるなどの担保がされているのか。また進捗管理はどのようにされるのか、不安なところがあります。その点はどのように考えておられますか。</p>
伊藤主査	<p>私達も同じような不安を抱えながら、現在地域計画を進めております。国、県は地図を作ればよいとのことですが、最終的には、色を塗ったところを10年後誰が耕作するのかという地図を作ります。利用権設定については、促進計画を農地中間管理機構が作成することになり、内容がほぼ一緒になると考えられております。促進計画に載った貸し借りの相手でないとは基本的に契約ができない、それが地域計画と</p>

伊藤主査	<p>促進計画の関係になります。ただし、計画に載っていない人はどうなるのかということですが、強化法に基づく相対の利用権設定は令和5・6年度で終了し、農地法第3条と促進計画のこの2つが貸し借りの主な手続きに変わります。最終的には、担い手集積の中で中間管理事業を使った集積を推し進めるという国の方針が強く出ており、地域計画で土地の利用を定めて、促進計画で貸し借りの契約をするという流れが今後予定されております。地域計画の目標地図については、一気に作る必要はないので、まず現状にあわせた形である程度作り、集落戦略会議の意向を反映した地図と、もともとあった人・農地プラン、実態の貸し借りのこの3つで、目標地図にしようと考えております。全部を地図に落とし込むということではなく、少しずつ実態に合わせて地図を作り上げていこうと考えております。</p>
片山委員	<p>国県が進め方を教示してくれないため、各市町村は手探りで進めている状況です。農業者の方々の実態を加味し、今後集落戦略会議で地図を示したり、担い手との話し合いの中で少しずつ説明をしていきたいと考えています。</p> <p>田の貸し借りについては、地元でも常に考えてはいるが、地域計画ができるやりづらくなる。現在はやりやすい強化法による利用権設定で行っているが、地域で将来の農地の話し合いがしやすいような環境づくりをしてほしい。</p>
伊藤主査	<p>この構想はこれで最終決定でしょうか。それとも今後の修正はあるのでしょうか。</p> <p>国・県主導のもと、県と調整しながら進めていることから、農業委員会から意見を聴取し、字句の修正は今後も出てくる予定です。修正があったらそれを反映させたいという構想としていきたい。農業委員会の意見としては今回が最後になります。</p>
福田委員 伊藤主査	<p>何年後には見直すのでしょうか。</p> <p>今回、数値目標は見直しをしなかったため、来年度以降、修正が入る予定です。</p>
福田委員	<p>糸魚川市の中でも条件のいい場所とそうでない場所がある。圃場自体が古くなってきて管理が大変な箇所がたくさんある。見直しの中で中山間地の条件の悪い箇所についても考慮してほしい。</p>
中村係長	<p>中山間直払い集落戦略の会議で地域をまわっており、5年後、10年</p>

<p>中村係長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>後の担い手について、各地域でも考えていただいている。糸魚川市としても農業委員、推進委員からご協力いただきながら出し手と受け手のマッチングを行っていきたい。市内でも平場・中山間地域と山間地域では状況が異なるため、地域の皆様からの意見を頂戴する中で県とも情報共有しながら地域計画を策定していきたいので、ご協力のほどよろしく願います。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>「異議なし」のご発言をいただきましたので、異議なしということで集約させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>1 糸魚川市農業委員会委員等親睦会の会計決算について</p> <p>2 今後の農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月20日(木) 13:30～ 臨時会 市役所2階 会議室 ・ 7月31日(月) 9:30～ 定例会 市役所2階 会議室
---------------------------------	---